

第六号

徳島県新しい公共支援基金条例の廃止について

徳島県新しい公共支援基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県新しい公共支援基金条例を廃止する条例

徳島県新しい公共支援基金条例（平成二十三年徳島県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

提案理由

新しい公共支援事業が平成二十五年九月三十日に終了することに伴い、徳島県新しい公共支援基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。